安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 Iodoacetic Acid

コンポーネント名

商品コード PTC社 商品コード: m3104-1gm

供給者の会社名称 フナコシ株式会社

住所東京都文京区本郷2-9-7担当部門コンプライアンス管理部電話番号03-5684-5107FAX番号03-5802-5218

推奨用途及び使用上の制限 研究用試薬

整理番号 OTH0275V02 (2024/4/1)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口)区分3 急性毒性(経皮)区分2

皮膚腐食性/刺激性 区分1

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(眼) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(全身毒性)

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素 絵表示







注意喚起語 危険

危険有害性情報 H301 飲み込むと有毒

H310 皮膚に接触すると生命に危険 H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

H371 臓器の障害のおそれ

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

注意書き

応急措置

安全対策 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

眼、皮膚、衣類につけないこと。(P262) 取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

(P301+P330+P331)

皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)

皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)

皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚

を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

1

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ

ること。(P304+P340)

眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P305+P310)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着 用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)

気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。

(P361+P364)

保管 施錠して保管すること。(P405)

内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄するこ 廃棄

ار (P501) ع

CH2ICOOH

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常

事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 単一製品 化学名又は一般名 ヨード酢酸 CAS番号 64-69-7 濃度又は濃度範囲 100%

化学式

化審法官報公示番号 安衛法官報公示番号

分類に寄与する不純物及び安 データなし

定化添加物

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露した時、又は気分が悪い時は医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

直ちに医師に連絡すること。 皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を多量の流水又はシャワー、

石鹸で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。

直ちに医師に連絡すること。 眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易

に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合 直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の最 データなし

も重要な徴候症状

応急措置をする者の保護 データなし 医師に対する特別な注意事項 データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類。

使ってはならない消火剤

特有の危険有害性 火災によって刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。

激しく加熱すると燃焼する。

特有の消火方法 危険でなければ火災区域から容器を移動する。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

消火を行う者の保護 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

機材

人体に対する注意事項、保護具 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を

及び緊急時措置 着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

> 関係者以外は近づけない。 全ての着火源を取除く。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び 水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。漏洩物を掃き集めて空

容器に回収し、後で廃棄処理する。

二次災害の防止策

全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用

する。

安全取扱注意事項 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

粉じん、蒸気、ヒューム、スプレーを吸入しないこと。

接触回避 「10. 安定性及び反応性」を参照。

衛生対策 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく眼と手を洗うこと。

保管

安全な保管条件酸化剤から離して保管する。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 未設定 許容濃度(産衛学会) 未設定 許容濃度(ACGIH) 未設定

設備対策
取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸用保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具 適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着

用すること。

皮膚及び身体の保護具適切な保護衣、保護面を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

限界

引火点データなし自然発火点データなし分解温度データなし

DH 1.4

動粘性率 データなし 溶解度 水:600g/L(20℃) n-オクタノール/水分配係数 log Pow = 0.85(推算値)

(log値)

蒸気圧 0.0323mmHg(25℃)(推算値)(4.31Pa(25℃))

密度及び/又は相対密度 データなし 相対ガス密度 データなし 粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 データなし

化学的安定性 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。

3

危険有害反応可能性加熱すると分解してヨウ素のヒュームを発生する。

避けるべき条件 加熱 混触危険物質 データなし

使用、保管、加熱の結果生じる ヨウ素のヒューム 危険有害な分解生成物 その他

11. 有害性情	報
----------	---

急性毒性

経口 マウスのLD50 = 83mg/kg(HSDB(2003))及びEU分類R25(EUAnnexI

Acc.7(2008))に基づき区分3とした。

経皮 モルモットのLD50 = 125mg/kg(RTECS(2008)、National Technical

Information Service (Springfield, VA22161) Formerly U.S. Clearinghouse for Scientific & Technical Information.OTS0571891) から区分2とした。

データなし

皮膚腐食性/刺激性 ヒトで重度の水疱性の接触性皮膚炎を起こした2例の症例報告があり

(HSDB(2003))、EU分類R35(EUAnnexI Acc.7(2008))及びpH = 1.4

(20°C,50g/L)(GESTIS Acc.7(2008))に基づき区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼

刺激性

吸入

ヒトでは眼と粘膜に強い刺激性があり(HSDB(2003))、EU分類R35 (EUAnnexI Acc.7(2008))及びpH = 1.4(20℃、50g/L)(GESTIS Acc.7

(2008))に基づき区分1とした。なお、皮膚に対しても腐食性物質として区

分している。

呼吸器感作性データなし皮膚感作性データなし

生殖細胞変異原性 弱陽性を示したAmes試験の結果(NTPDB Acc.7(2008))のみで、その他

にデータがないことから、分類できないとした。

発がん性 ラットに596日間皮下投与した試験で線維腫、繊維肉腫、及び形質細胞

肉腫が各1例発生したとの報告(HSDB(2003))の他にデータがないこと

から分類できないとした。

生殖毒性マウスの非経口投与で肋骨と椎骨の欠損、口蓋裂が報告されている

(Birth Defects 3rd(2000))が、比較的古いデータ(1959、1973年)であり、具体的な投与経路、用量など不明で情報が少なく分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)ヒトで局所への直接ばく露のみならず全身的ばく露でも、角膜、虹彩、水

晶体、毛様体、網膜と眼のあらゆる部位に毒性を示すと記述されている (HSDB(2003))。また、ウサギ、ネコ、ラットに静脈内投与した場合も、水晶体、虹彩、網膜など眼の各部位への影響に加え、白内障の誘発が確認されている(HSDB(2003))。以上より、ヒトで全身ばく露による眼への

悪影響がList2の文書に記述されていることから区分2(眼)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)ヒトで通常使用のばく露が死亡又は永続的障害を起こし得ると記述され

(HSDB(2003))、またラットでは50-70mg/kg/dayを10~40日間の経口ばく露が致死的であったと報告されている(HSDB(2003))。List.2の文書に掲載されたこれらのヒト及びラットのデータは、いずれも死亡のみの所見

で標的臓器を特定できないので区分2(全身毒性)とした。

誤えん有害性 データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性) データなし 水生環境有害性 長期(慢性) データなし 生態毒性 データなし 残留性・分解性 データなし 生体蓄積性 データなし 土壌中の移動性 データなし

13. 廃棄上の注意

オゾン層への有害性

残余廃棄物本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に

従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないよう十分注意すること。

汚染容器及び包装 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空

容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 該当しない。

UN No.

Proper Shipping Name

Class

Sub Risk

Packing Group

Marine Pollutant
Transport in bulk according

to MARPOL 73/78, Annex II,

and the IBC code.

航空規制情報

該当しない。

Not Applicable

Not Applicable

UN No.

Proper Shipping Name

Class Sub Risk Packing Group

国内規制

陸上規制情報 該当しない。 海上規制情報 該当しない。

国連番号

品名

国連分類

副次危険

容器等級

海洋汚染物質 非該当 MARPOL 73/78 附属書II 及び 非該当

IBCコードによるばら積み輸送

される液体物質

航空規制情報 該当しない。

国連番号

品名

国連分類

副次危険

等級

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号 なし

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令 第18条の2第1号〜第2号別表第9)【第605号 沃素及びその化合物】 ヨード酢酸

沃素化合物は沃化物に限る。含有する製剤その他の物。ただし、沃素は含有量が0.1重量%未満のものを、沃化物は含有量が1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18 条第1号~第2号別表第9)【第605号 沃素及びその化合物】

沃素化合物は沃化物に限る。 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2

号、安衛則第30条別表第2)

ヨード酢酸

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第 1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704 第1号・5該当物質の一覧)【ヨード酢酸】

ヨード酢酸

化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース ezCRIC+ 安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分 注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証する ものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を 有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。